

新生児聴覚検査費助成券の交付を受けていない方・使用できなかった方へのご案内

～新生児聴覚検査費の助成（償還）手続きについて～

令和8年4月1日以降に生まれたお子さんが受けた新生児聴覚検査について、検査費用の一部助成（上限5,000円）を行います。

令和8年1月26日以降に母子健康手帳の交付を受けられた方から助成券を交付しています。助成券を使用されている場合は、本申請の対象外となります。

助成を希望される方は、次の書類を保健センターの窓口へ提出してください。

（4か月児健診時などにお持ちください。郵送も可です。）

- （1）伊丹市新生児聴覚検査費助成金支給申請書（同封しています）
- （2）検査に係る医療機関等の領収書と診療明細書（原本）
- （3）検査結果がわかるもの（母子手帳の写し等）
- （4）未使用の助成券（交付を受けている場合）
- （5）申請者の住民票の写し（市が本申請に必要な範囲で住民基本台帳の確認を行うことに同意される場合は提出不要）
- （6）申請者が指定する助成金振込口座の通帳、またはキャッシュカード（郵送の場合は写し）

申請期限は、検査を受けた日から6か月以内です。

詳しくは、裏面の「伊丹市新生児聴覚検査費助成事業のご案内」をご覧ください。



【お問い合わせ先】

〒664-0898 伊丹市千僧 1-1-1

伊丹市立保健センター

TEL:072-784-8034 / FAX:072-784-3281